

# 令和5年度博物館実習 実施計画書

広島県立美術館

## 1 開設期間

令和5年8月21日（月）から8月25日（金）まで

## 2 実習の日時・内容等

8月21日（月）

|             |                            |            |
|-------------|----------------------------|------------|
| 9:30～10:00  | 開講挨拶・オリエンテーション             | 【角田・山下】    |
| 10:00～11:00 | 館長講話                       | 【千足館長】     |
| 11:00～12:00 | 講座①「美術館と学芸活動」              | 【福田】       |
| 13:00～13:30 | 見学① 館内                     | 【角田・山下】    |
| 13:30～14:30 | 見学②「所蔵作品展」                 | 【角田・山下】    |
| 14:30～15:30 | 講座②「総務（全般・予算・広報）・施設管理について」 | 【総務課・指定管理】 |
| 15:30～16:00 | 広報企画実習①（課題説明）              | 【角田・山下】    |

8月22日（火）

|             |                   |         |
|-------------|-------------------|---------|
| 9:30～10:30  | 講座③「対話型鑑賞」（講義と実践） | 【森】     |
| 10:30～11:30 | 見学③「魔法の美術館」展      | 【森】     |
| 11:30～12:00 | ギャラリートーク実習①（概論）   | 【角田・山下】 |
| 13:00～16:00 | ギャラリートーク実習②（企画立案） | 【角田・山下】 |

8月23日（水）

|             |                      |         |
|-------------|----------------------|---------|
| 9:30～10:30  | 講座④「美術館の展示環境・展示手法」   | 【角田】    |
| 10:30～12:00 | 広報企画実習②（発表・ディスカッション） | 【角田・山下】 |
| 13:00～14:00 | 作品取扱い実習・調書作成①（日本洋画）  | 【学芸課】   |
| 14:00～15:00 | 作品取扱い実習・調書作成②（日本画）   | 【学芸課】   |
| 15:00～16:00 | ギャラリートーク実習③（集約）      | 【角田・山下】 |

8月24日（木）

|             |                   |         |
|-------------|-------------------|---------|
| 9:30～10:30  | 作品取扱い実習・調書作成③（工芸） | 【学芸課】   |
| 10:30～12:00 | ギャラリートーク実習④（集約）   | 【角田・山下】 |
| 13:00～16:00 | ギャラリートーク実習⑤（制作）   | 【角田・山下】 |

8月25日（金）

|             |                   |         |
|-------------|-------------------|---------|
| 9:30～12:00  | ギャラリートーク実習⑥（発表準備） | 【角田・山下】 |
| 13:00～14:30 | ギャラリートーク実習⑦（発表）   | 【学芸課ほか】 |
| 14:30～15:00 | 受講生ディスカッション       | 【角田・山下】 |
| 15:00～16:00 | 振り返り              | 【角田・山下】 |

（注意）上記日時・内容等は、都合により変更することがあります。【 】内は担当者。

## 3 テキスト等

特定のテキストは使用しません。内容に応じたレジュメ、各種資料、機材、実作品を使用します。

## 4 履修上の注意等

- (1) 規律の維持（時間厳守）には、特に留意すること。
- (2) 駐車場は確保できないので、主として公共交通機関を利用すること。
- (3) 館内外における安全等については、実習生個人の責任（保険等）で確保すること。
- (4) 受講日ごとに実習終了後、日誌（ノートでも可）を作成し、提出すること。

- (5) 作品取扱い実習の時は、ズボン着用、薄手・木綿の白手袋（スナップ・軍手不可）を持参すること。
- (6) 成果物作成等にかかる費用は、実習生個人の負担とすること。
- (7) 認め印を持参すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、文化庁企画調整課博物館振興室から各大学宛に出された「令和5年5月8日以降の学芸員養成課程に係る博物館実習の実施について（通知）」などを参考として実習生の健康管理に留意すること。

実習生に対し事前に御指導いただきたい健康管理上の注意点

- (1) 学生それぞれにおいて、自己の健康管理に十分留意し、自主的な感染対策に取り組むこと。  
実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策については継続して実施することが望ましい、なお、マスクの着用は求めないことを基本とする。
  - (2) 実習中は受入先である博物館の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、博物館と相談の上、自宅で休養することを学生に指導すること。
- (9) 実習中は、実習初日に配布する健康観察票に基づき、毎朝体調確認を行うこと。
  - (10) 実習中、体調不良により欠席する場合は、当館および所属大学に連絡すること。  
その後、大学を通じ、自身の健康状態について、逐次、当館に報告を行うこと。
  - (11) 実習中、災害等により公共交通機関が運休となった場合は、実習生の安全性を考慮し、実習の計画を変更することがある。事前に申告した連絡先について、確実に連絡が取れるよう、留意すること。